

# 学校法人佑愛学園 組織規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、学校法人佑愛学園（以下「学園」という。）の組織及び管理について定めることにより、学園の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (適 用)

第2条 学園の組織、職制及び職務については、法令、寄附行為その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 組 織

### (学校組織)

第3条 学園に、次の学校組織を設ける。

#### (1) 大学

- リハビリテーション学部
  - リハビリテーション学科
    - 理学療法学専攻
    - 作業療法学専攻

#### (2) 短期大学

- リハビリテーション学科
  - 理学療法学専攻
  - 作業療法学専攻
  - 専攻科リハビリテーション科学専攻

#### (3) 幼保連携型認定こども園

### (収益事業)

第4条 学園に、収益事業部門を設ける。

- (1) 医療・福祉業（ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター）

### (事務組織)

第5条 学園に、次の事務組織を設ける。

#### (1) 法人本部

- 管理運営課

#### (2) 大学・短期大学

- 統括管理部
  - キャリア支援課
  - 教育研究推進課
  - 入学企画運営広報課
  - I R・情報課

#### (3) 幼保連携型認定こども園

#### (4) 医療福祉業

### 第3章 職制及び職務

#### 第1節 学 校

(職 員)

第6条 学園に、次の職員を置く。

(1) 教育職員

ア 大学・短期大学

教授、准教授、講師、助教、助手

イ 幼保連携型認定こども園

保育教諭

(2) 事務職員

2 前項に定めるもののほか、嘱託及び非常勤の職員を置くことができる。

3 第1項の教育職員の職務は、その職名ごとに次の各号に定めるところによる。

(1) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事する。

(2) 准教授は、教授の職務を助け、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事する。

(3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(4) 助教は、教授又は准教授又は講師に準ずる職務に従事する。

(5) 助手は、教授、准教授又は講師・助教の職務を助け、自らの研究に従事する。

4 事務職員は、法人本部、大学、短期大学、幼保連携型認定こども園において、その職種ごとに学園の運営事務に従事する。

#### 第2節 法人本部

(法人本部)

第7条 法人本部は、理事長が総括し学園の経営全般を担当し、関係組織を総轄する。

(法人本部長)

第8条 法人本部長は、理事長の命を受けて学園の運営業務を担当し、事務職員を督励する。

(法人本部長代理)

第9条 法人本部長代理は、法人本部長の命を受けて、法人本部内の業務運営及び労務管理にわたる全般について指揮監督する。

(課 長)

第10条 法人本部の課長は、法人本部長の命を受けて、担当課の業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

#### 第3節 短期大学

(学 長)

第11条 学長は、短期大学を代表し、その業務を総括する。

(副学長)

第12条 副学長は、短期大学の業務を掌握し、学長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(学科長)

第13条 学科長は、学長・副学長の命を受けて当該学科の教育、研究等に係る事項を総括し、所属教育職員を督励する。

(専攻長)

第14条 専攻長は、学長・副学長及び学科長の命を受けて当該部門を掌握し、その中核として専攻の教育、研究等に係る事項を総括する。

(副専攻長)

第15条 副専攻長は、専攻長の命を受けて当該部門を掌握し、専攻長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専攻科長)

第16条 専攻科長は、学長・副学長の命を受けて当該部門を掌握し、その中核として専攻科の教育、研究等に係る事項を総括する。

(統括管理部事務局長)

第17条 統括管理部事務局長は、学長・副学長及び法人本部長の命を受けて短期大学の運營業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

(統括管理部事務局長代理)

第18条 統括管理部事務局長代理は、事務局長の命を受けて、統括管理部内の業務運営及び労務管理にわたる全般について指揮監督する。

(課長)

第19条 課長は、統括管理部事務局長・統括管理部事務局長代理の命を受けて、大学・短期大学担当課の業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

#### 第4節 大学

(学長)

第20条 学長は、大学を代表し、その業務を総括する。

(副学長)

第21条 副学長は、大学の業務を掌握し、学長に事故があるときは、その職務を代理する。

(学部長)

第22条 学部長は、学部を掌握し、当該学部の業務を掌る。

(学科長)

第23条 学科長は、学部長の命を受けて当該学科の教育、研究等に係る事項を総括し、所属教育職員を督励する。

(専攻長)

第24条 専攻長は、学科長の命を受けて当該部門を掌握し、その中核として専攻の教育、研究等に係る事項を総括する。

(統括管理部事務局長)

第25条 統括管理部事務局長は、法人本部長・学長の命を受けて大学の管理運営業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

(統括管理部事務局長代理)

第26条 統括管理部事務局長代理は、統括管理部事務局長の命を受けて、統括管理部内の業務運営及び労務管理にわたる全般について指揮監督する。

(課長)

第27条 課長は、統括管理部事務局長・統括管理部事務局長代理の命を受けて、短期大学担当課の業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

#### 第5節 幼保連携型認定こども園

(園長)

第28条 園長(施設長)の職務は、園則第7条(1)に定める。

(副園長)

第29条 副園長の職務は、園則第7条(2)に定める。

(リーダー)

第30条 リーダー(主幹保育教諭)の職務は、園則第7条(3)に定める。

(事務長)

第31条 事務長は、園長の命を受け、幼保連携型認定こども園の事務を担当し、所属事務職員を指揮監督する。

#### 第6節 収益事業

(院長)

第32条 院長は、理事長の命を受け、クリニックを管理し、所属職員を指揮監督する。

(部門責任者)

第33条 部門責任者は、院長の命を受け、部門の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

### 第4章 補 則

(事務分掌)

第34条 第5条に規定する事務組織の分掌事務は、別に定める。

(施行細則)

第35条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。